

平成29年9月29日
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会

実態調査から見えてきた課題
(地域福祉に関するアンケート)
再掲

武蔵野市第5期地域福祉計画策定に
あたっての論点 再掲

【 目 次 】

実態調査から見えてきた課題（地域福祉に関するアンケート）…………… 1

武蔵野市第5期地域福祉計画策定にあたっての論点 …………… 9

実態調査から見えてきた課題

・地域福祉に関するアンケート調査

平成29年7月

武蔵野市健康福祉部地域支援課

2025年に向けて武蔵野市が目ざす地域福祉の姿と今回の実態調査との関係

支え合いの気持ちをつむぐ

誰もが地域で安心して暮らしつつけられる
仕組みづくりの推進

誰もがいきいきと輝けるステージづくり

住み慣れた地域での生活を継続するための
基盤整備

地域福祉の推進

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

<次期計画策定のための基礎資料>

- 地域福祉に関するアンケート調査

【調査実施の概要】

- 調査目的 : 武蔵野市では、平成29年度に予定している「地域福祉計画」の改定作業に先立ち、市内に在住する市民の意識、ニーズ、実態を把握することを目的として、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施した。
- 調査対象者 : 武蔵野市内に住所を有する18歳以上の男女個人2,000名（無作為抽出）
- 調査期間 : 平成28年11月28日～12月19日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- 回収結果 : 配布数 : 2,000件
: 回答数 : 863件（回収率 : 43.2%）

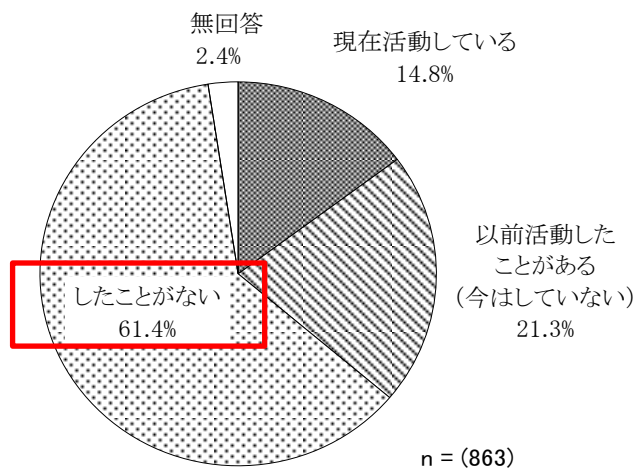
1 支え合いの気持ちをつむぐ

【支え合いの気持ちをつむぐ】

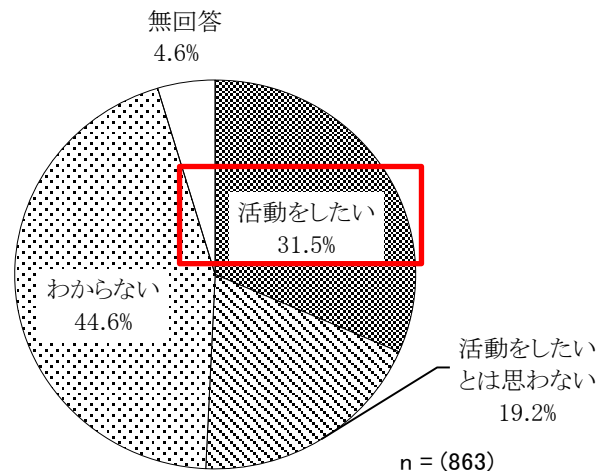
「地域活動をしたことがない」と答えた方は61.4%。

今後地域活動やボランティア活動を「してみたい」と答えた方は31.5%。

図表 地域活動やボランティア活動への参加状況



図表 地域活動やボランティア活動への参加意向



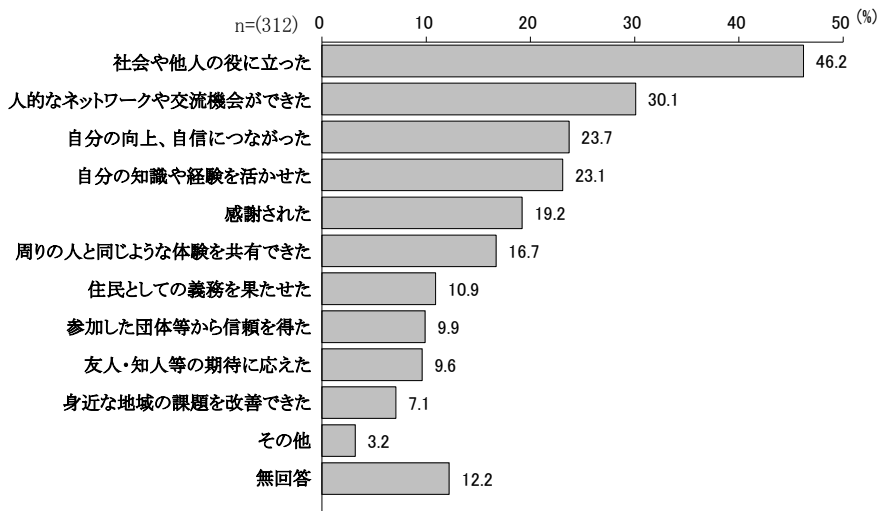
【自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加を推進する取り組みが必要】

- 地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」と答えた方が61.4%となっている。
- また、地域活動やボランティア活動への参加意向は「活動をした」と答えた方が31.5%となっている。一方で、「活動をしたとは思わない」と答えた方は19.2%となっている。
- 地域活動及びボランティア活動未経験の方々や、今後の参加意向について「わからない」と答えているの方々に対して、自発的・主体的に地域福祉活動に参加してもらうための取り組みが必要である。

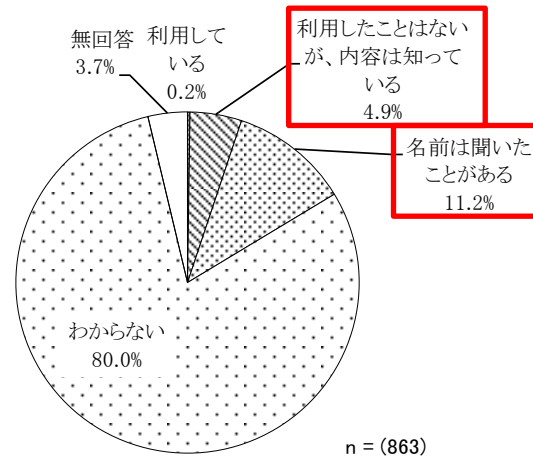
【支え合いの気持ちをつむぐ】

地域活動やボランティア活動に参加してよかったことでは、「社会や他人の役に立った」が46.2%と最も高い

図表 活動に参加してよかったこと



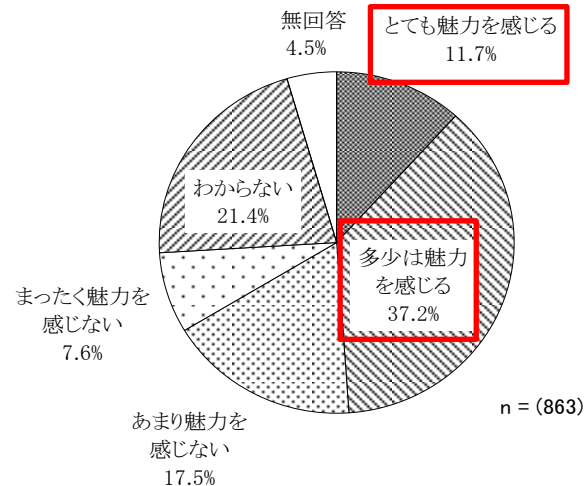
図表 シニア支え合いポイント制度の認知率



「武蔵野市シニア支え合いポイント制度」
 高齢者の介護予防と、地域の互助を同時に推進するため、65歳以上の高齢者が一定の要件を満たした活動に参加した場合にポイントを付与する制度。概ね1時間の活動につき1ポイントの付与を原則とし、1ポイント100円相当で換算してギフト券等で還元。

【シニア支え合いポイント制度の内容充実が必要】

図表 ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力



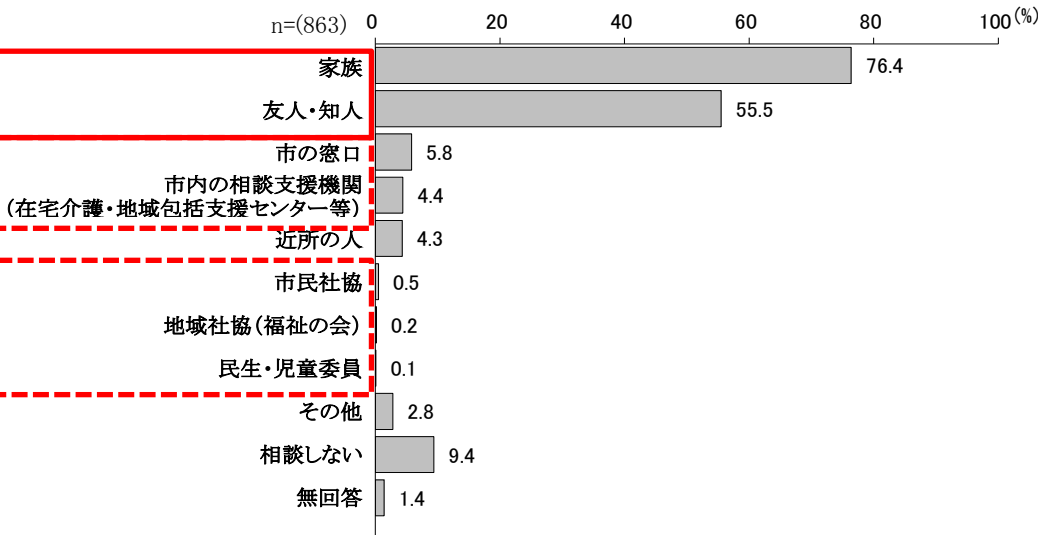
- 地域活動やボランティア活動に参加してよかったことでは「社会や他人の役に立った」が46.2%で最も高く、「自分の向上、自信につながった」(23.7%)、「自分の知識や経験を活かした」(23.1%)、「感謝された」(19.2%)も2割前後となっている。
- ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について魅力を感じる人は「とても」「多少は」を合わせて48.9%となっている。
- 先行的にはじめた「シニア支え合いポイント制度」の認知率は16.1%となっている。
- 市民の地域活動への参加促進に向けて制度に魅力を感じられている「シニア支え合いポイント制度」の周知や内容充実が必要である。

2 誰もが地域で安心して暮らしを続けられる 仕組みづくりの推進

【誰もが地域で安心して暮らしを続けられる仕組みづくりの推進】

日常生活の悩みや不安の相談相手で、「市の窓口」「市民社協」等は1割に満たない。

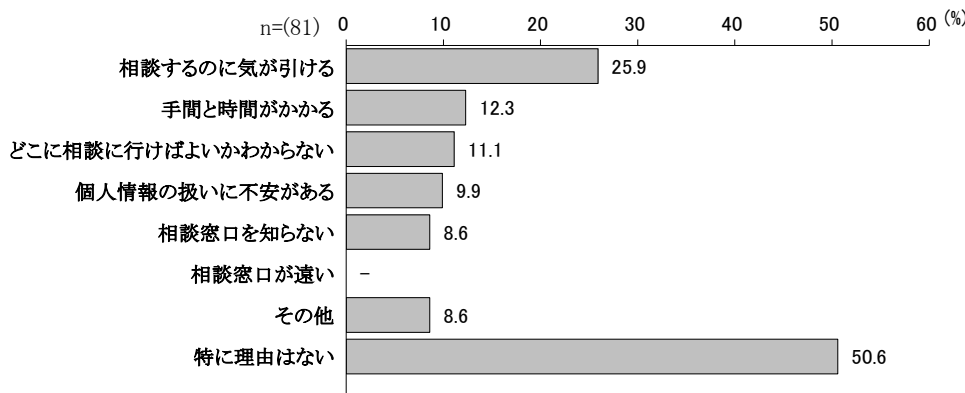
図表 日常生活の悩みや不安の相談相手



【関係機関との連携を通じて適切な対応につなげる体制づくりを進めていく必要がある】

- 日常生活の悩みや不安の相談相手では「家族」(76.4%)、「友人・知人」(55.5%)が高い。一方、「市の窓口」「市民社協」等は1割に満たない。
- 相談しない理由では「気が引ける」が25.9%、「どこに行けばよいかわからない」が11.1%、「相談窓口を知らない」が9.9%となっている。
- 市民の悩みや相談事に対して適切な対応がなされるよう、早期発見に向けて顔が見える地域づくり、市民による支え合いを進めるとともに、それが必要な窓口へと確実に伝わり、窓口間の横断的連携を通じて適切な機関による対応につなげる体制づくりを進めていく必要がある。

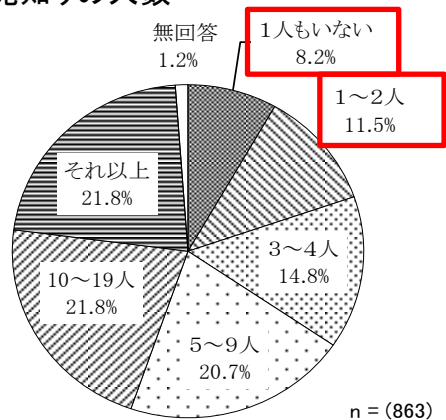
図表 相談しない理由



【誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進】

地域の課題で「災害時に避難活動の手伝いが必要な方への支援」は19.0%。

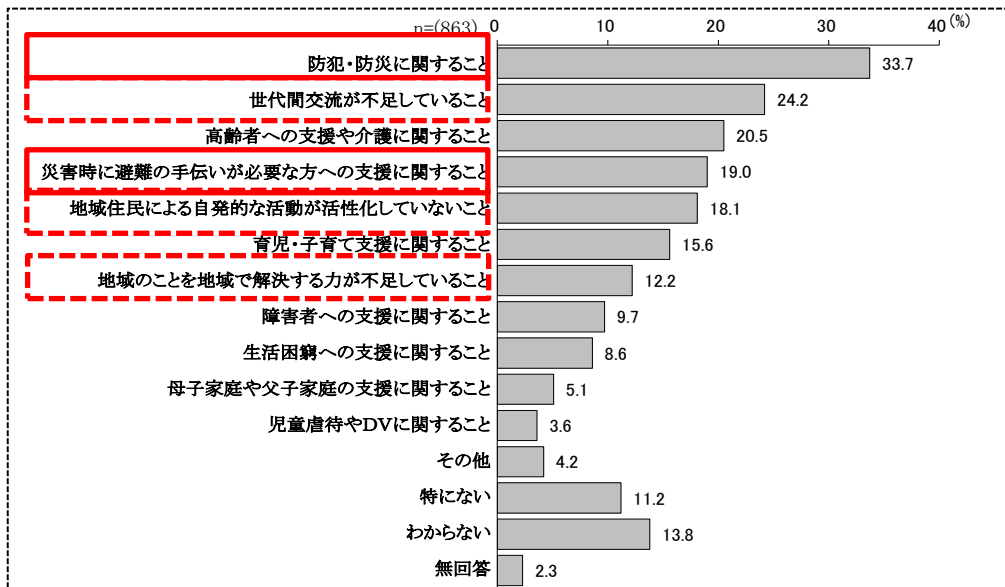
図表 地域での顔見知り的人数



【安否確認及び避難支援の体制づくり及び推進が必要】

- 地域に顔見知りが「1人もいない」人が8.2%、「1～2人」という人が11.5%となっている。
- 地域の課題に関しては、「防犯・防災に関すること」の33.7%を筆頭として多様に挙げられており、「災害時に避難活動の手伝いが必要な方への支援」も19.0%と比較的高い。
- 地域の課題では「地域住民による自発的な活動が活性化していない」(18.1%)、「地域のことを地域で解決する力が不足している」(12.2%)を挙げる人も少なくない。
- 市民の安全・安心な暮らしを支えるため、地域の自助・互助を高めるとともに、安否確認、避難支援体制づくり及び推進が必要。

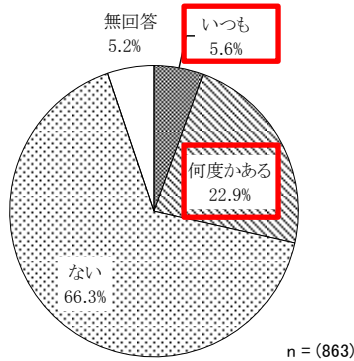
図表 地域における課題



【誰もが地域で安心して暮らしを続けられる仕組みづくりの推進】

生活費に困った経験のある市民が28.5%

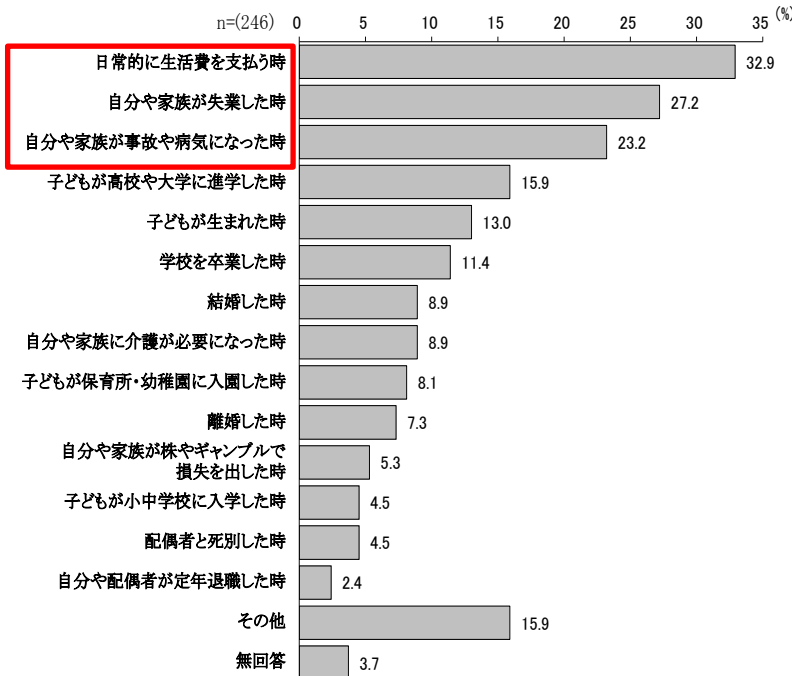
図表 生活費に困った経験



【生活費に困った経験のある市民が28.5%】

- 生活費に困った経験は、「いつも」が5.6%、「何度かある」が22.9%となっている。合わせて28.5%が生活費に困った経験がある。
- 生活費に困った時では、「日常的に生活費を支払う時」が32.9%で最も高い。次いで「自分や家族が失業した時」(27.2%)、「自分や家族が事故や病気になった時」(23.2%)の順となっている。
- 生活困窮にいたるリスクは多様で、誰にでも起こりうる問題であると考えられる。

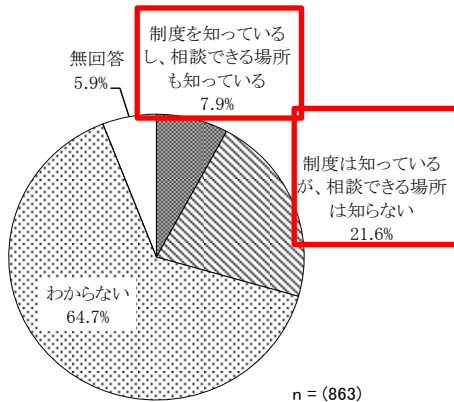
図表 生活費に困った時



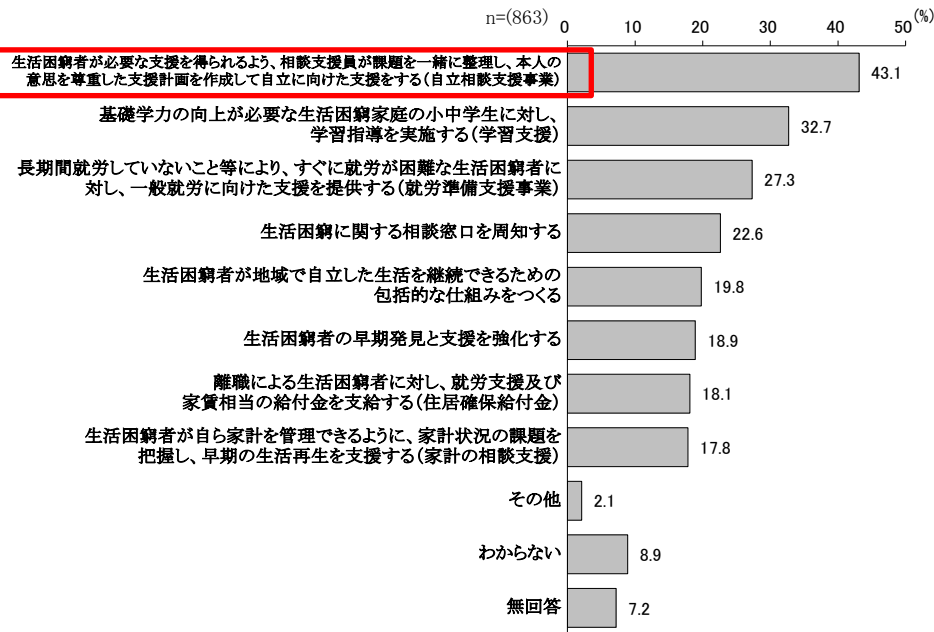
【誰もが地域で安心して暮らしを続けられる仕組みづくりの推進】

制度や相談場所の認知状況 「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」が7.9%

図表 「生活困窮者自立支援制度」や生活困窮に関する相談場所の認知状況



図表 重視すべき生活困窮者への取り組み



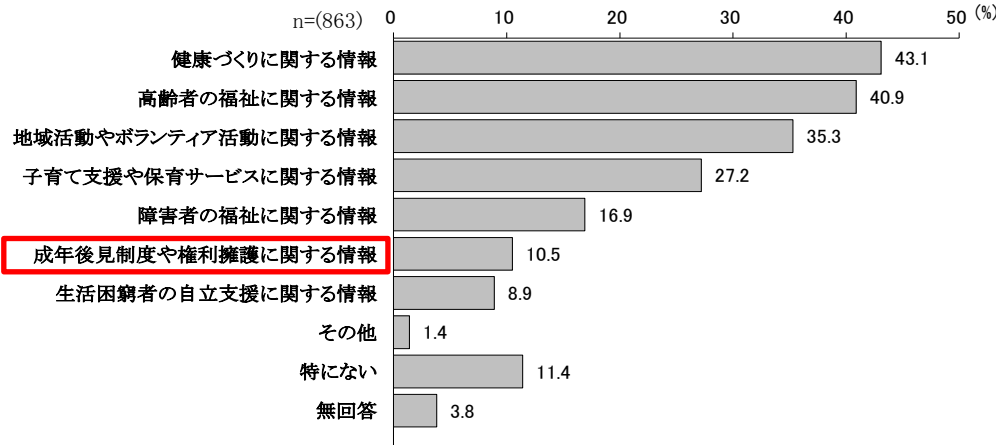
【生活困窮者自立支援制度における事業内の充実及び市民への更なる周知が必要】

- 「生活困窮者自立支援制度」や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」が7.9%、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が21.6%となっている。
- 重視すべき生活困窮者への取り組みでは、「生活困窮者が必要な支援を得られるよう、相談支援員が課題を一緒に整理し、本人の意思を尊重した支援計画を作成して自立に向けた支援をする(自立相談支援事業)」が43.1%で最も高い。
- これ以外の取り組みについても、2割～3割前後で並んでおり、多様な取り組みが求められている。
- 事業内容の充実及び市民への更なる周知が必要である。

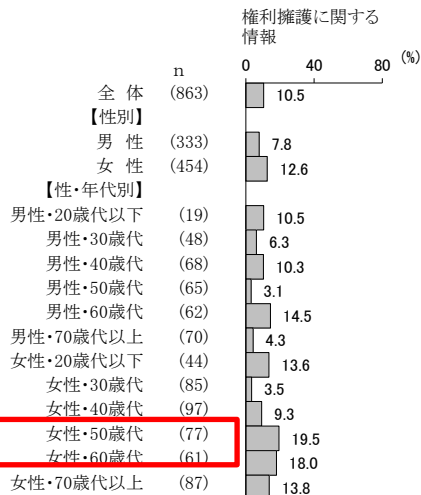
【誰もが地域で安心して暮らしを続けられる仕組みづくりの推進】

成年後見制度や権利擁護に関する情報ニーズが10.5%あり、女性50～60歳代で特に高い

図表 市の保健・福祉に関して必要な情報



図表 成年後見制度や権利擁護に関する情報の属性別ニーズ



【権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進が必要】

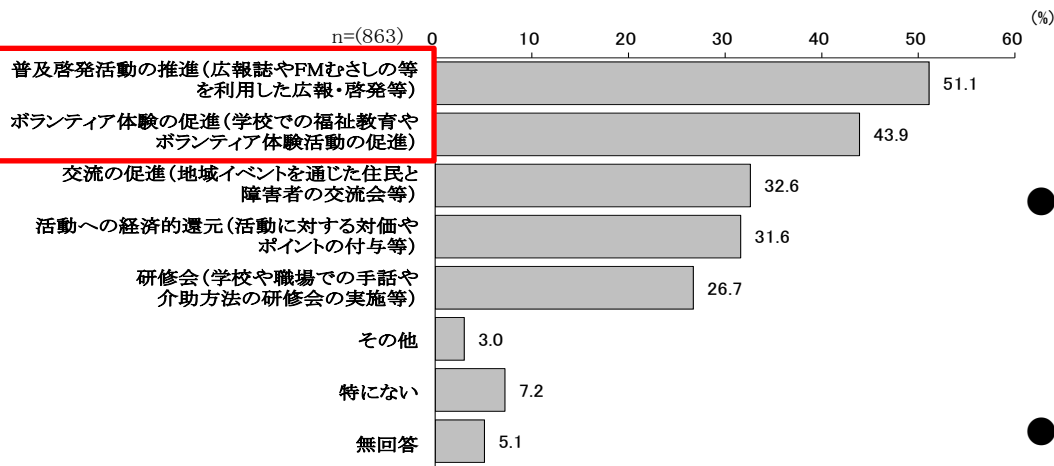
- 市の保健・福祉に関して必要な情報では、「健康づくりに関する情報」(43.1%)、「高齢者の福祉に関する情報」(40.9%)が4割台で高くなっている。一方、「成年後見制度や権利擁護に関する情報」は10.5%となっており、健康や高齢者福祉等に比べて対象が限定的である割に情報ニーズがある。
- 「成年後見制度や権利擁護に関する情報」のニーズは女性50歳代で19.5%、女性60歳代で18.0%と高くなっている。
- 権利擁護事業・成年後見制度に関するニーズがうかがえることから、権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進が必要である。

3 誰もが地域でいきいきと輝ける ステージづくり

【誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり】

支え合う意識の向上にあたって行政がすべきことでは「ボランティア体験の促進」が43.9%

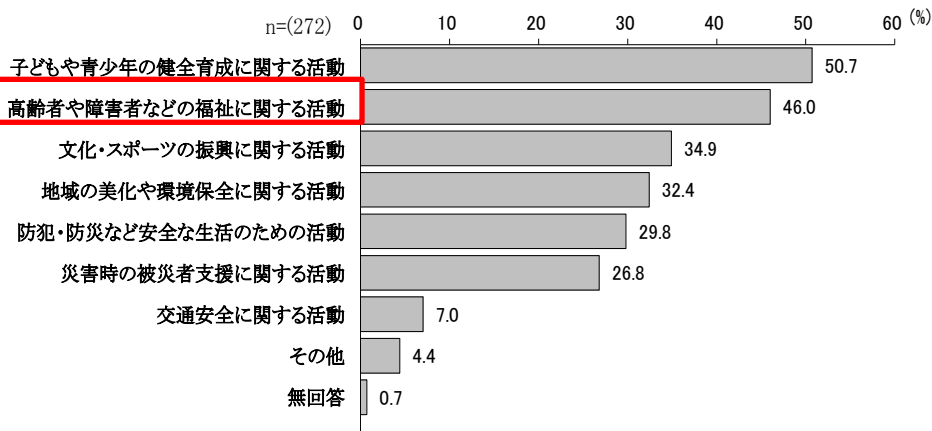
図表 地域で支え合う意識の向上にあたって行政がすべきこと



【様々な場(活動、機会など)づくりの支援が必要】

- 地域で支え合う意識の向上にあたって行政がすべきことでは「普及啓発活動の推進」(51.1%)、「ボランティア体験の促進」(43.9%)が高くなっている。
- 参加したい活動の内容では「子どもや青少年の健全育成」(50.7%)に次いで、「高齢者や障害者などの福祉に関する活動」(46.0%)が高くなっている。
- 地域で支え合う意識の向上に向けて行政がすべきことについては、多様に挙げられており、様々な場(活動、機会など)づくりの支援が必要である。また、実際に市民には活動参加意識があり、場づくりを通じて参加を支えていくことが重要である。

図表 参加したいと思う活動

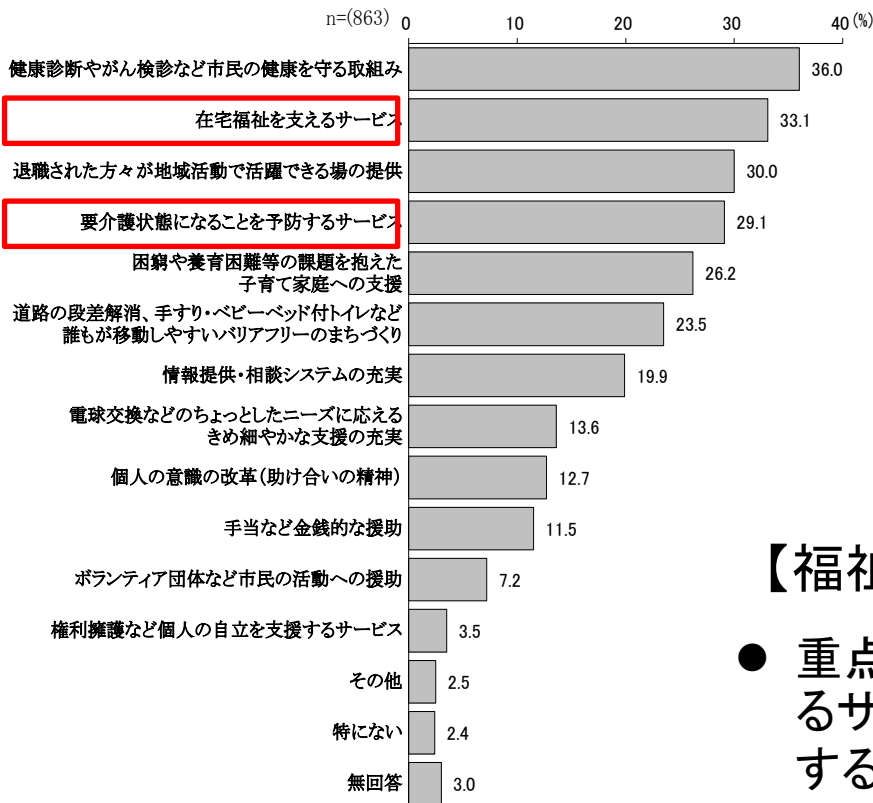


4 住み慣れた地域での生活を継続 するための基盤整備

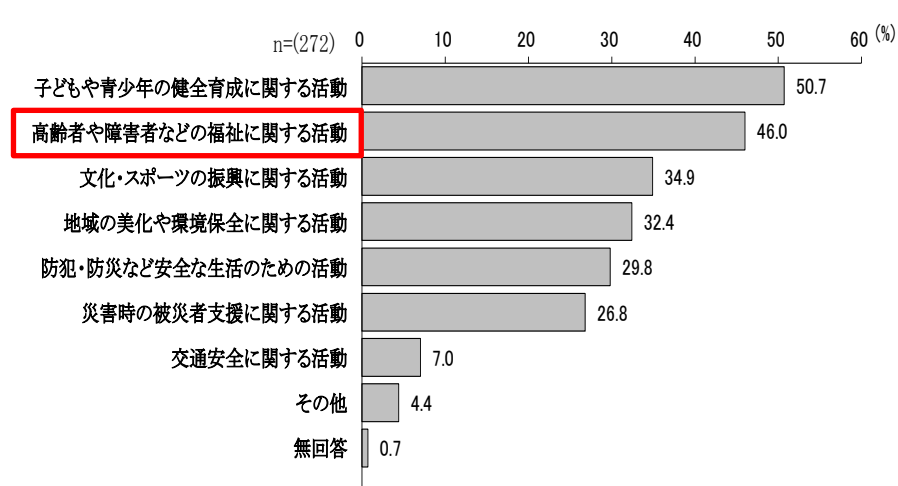
【住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備】

重点を置くべき福祉・保健施策では「在宅福祉を支えるサービス」が33.1%

図表 重点を置くべき福祉・保健施策



図表 参加したいと思う活動



【福祉人材の育成が必要】

- 重点を置くべき福祉・保健施策では「在宅福祉を支えるサービス」が33.1%、「要介護状態になることを予防するサービス」が29.1%となっている。
- 地域活動・ボランティアに参加したい人では、「高齢者や障害者などの福祉に関する活動」が46.0%となっている。
- 在宅福祉サービス等のサービスを支える福祉人材の育成が必要である。福祉人材に関してはボランティアから専門職まで多様な人材の育成が必要である。

武蔵野市第5期地域福祉計画

策定にあたっての論点

平成29年7月10日
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会

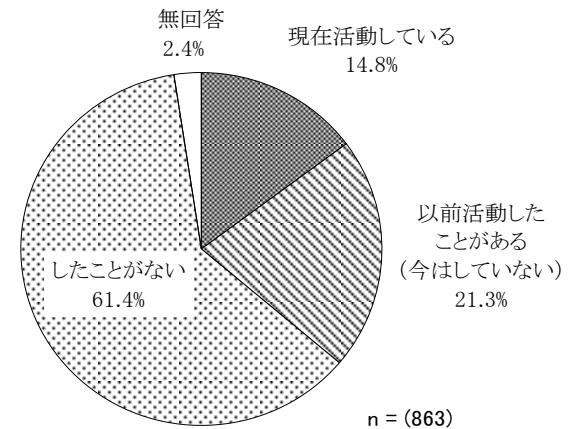
武蔵野市健康福祉部地域支援課

1. 支え合いの気持ちをつむぐ

<背景・根拠>【支え合いの気持ちをつむぐ】

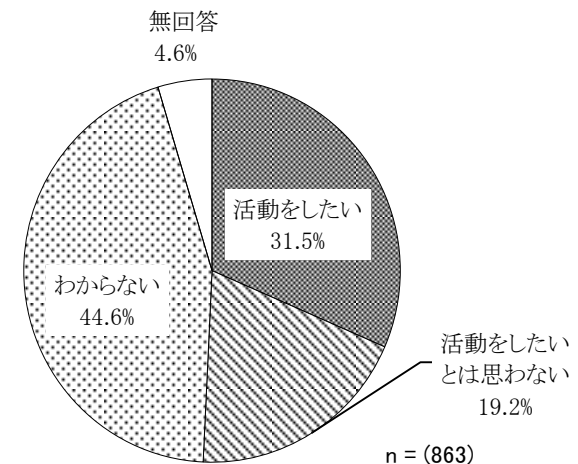
・地域福祉調査^[1] p.31：地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」（61.4%）が6割を超え、「現在活動している」（14.8%）と「以前活動したことがある（今はしていない）」（21.3%）を合わせた『したことがある』（36.1%）は3割台半ばとなっている。

《地域活動やボランティア活動への参加状況》



・地域福祉調査p.58：地域活動やボランティア活動への参加意向では、「活動をしたい」（31.5%）が3割強、「活動をしたいとは思わない」（19.2%）が約2割となっている。

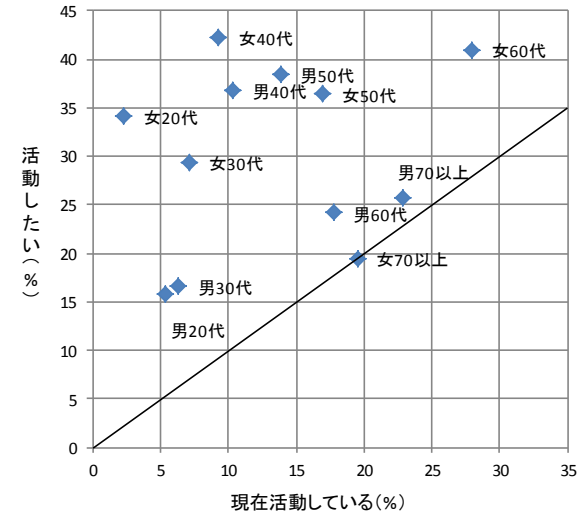
《地域活動やボランティア活動への参加意向》



<背景・根拠>【支え合いの気持ちをつむぐ】

地域福祉調査[1] p.32・59より作成：活動をしたい人の割合は、どの性別・年代層でも現在活動している人の割合以上となっている。女性60歳代をはじめ、高齢者も活動したいという人が少なくない。

《現在、活動している割合と今後活動したい割合》



・住民による自主的な活動の場所の確保、住民の自主的な活動における担い手（運営する人材）の養成について等の地域課題がある。

・生活支援コーディネーターの活動から明らかになった地域課題について（平成28年度第2回武蔵野市地域包括ケア推進協議会資料）

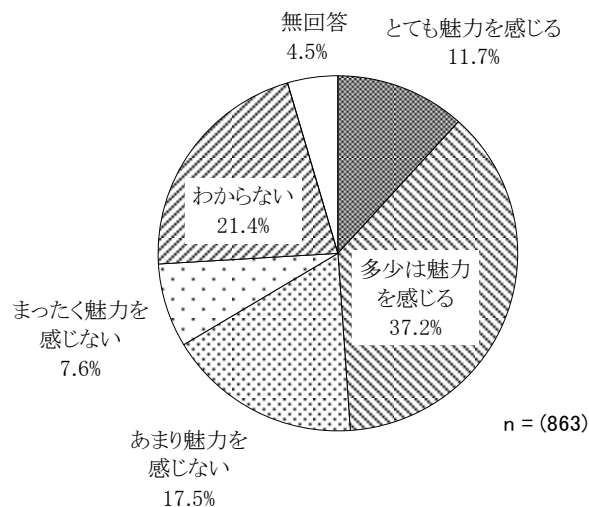
● 論点① 自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加をいかに進めるか

○地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」（61.4%）が6割を超える一方、地域活動やボランティア活動への参加意向では、「活動をしたい」が3割強（31.5%）となっている。自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加を推進する啓発PRやマッチング、コーディネートをいかに進めるべきか。

<背景・根拠>【支え合いの気持ちをつむぐ】

・地域福祉調査^[1] p.88：ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について、「とても魅力を感じる」（11.7%）と「多少は魅力を感じる」（37.2%）を合わせた『魅力を感じる』（48.9%）は5割弱。

《活動実績に応じて対価を提供する制度の魅力》



【表1】 シニア支え合いサポーター活動実績（平成28年10月から平成29年3月までの累計）

施設・団体名	実施日数(日)	延人数(人)	実人数(人)	付与ポイント
1 さくらえん	62	68	7	168
2 あんず苑	109	138	10	205
3 ケアコート武蔵野	29	72	5	102
4 親の家	88	203	9	379
5 ハウスグリーンパーク	17	17	3	34
6 北町高齢者センター	117	620	33	1,231
7 吉祥寺ナーシングホーム	29	43	4	82
8 吉西福祉の会	14	47	9	94
9 西久保福祉の会	6	17	3	34
合計		1,225	83	2,329

・ 論点②市民が主体となる地域福祉活動をいかに推進するか

- 平成28年度新規事業として「シニア支え合いポイント制度」を試行実施し、6か月間で、83名の市民(延べ1,225人)が9か所の施設・団体で活動した。
- 地域福祉調査では、ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について、『魅力を感じる』は5割弱あり、市民主体の地域福祉活動への「きっかけづくり」「裾野を広げる」制度として「シニア支え合いポイント制度」は活用できるのではないか。

【表2】 平成28年度獲得ポイント還元の受付実績（平成29年4月3日から4月28日まで）

還元対象		人数(人)	還元ポイント(ポイント)
1	QUOカード	27	820
2	市民社協への寄付	18	360
3	図書カード	18	340
4	市内産野菜等引換券	9	270
5	人間ドック利用助成券	2	60
6	10ポイント未満者	11	0
合計		76	1,850

2. 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進

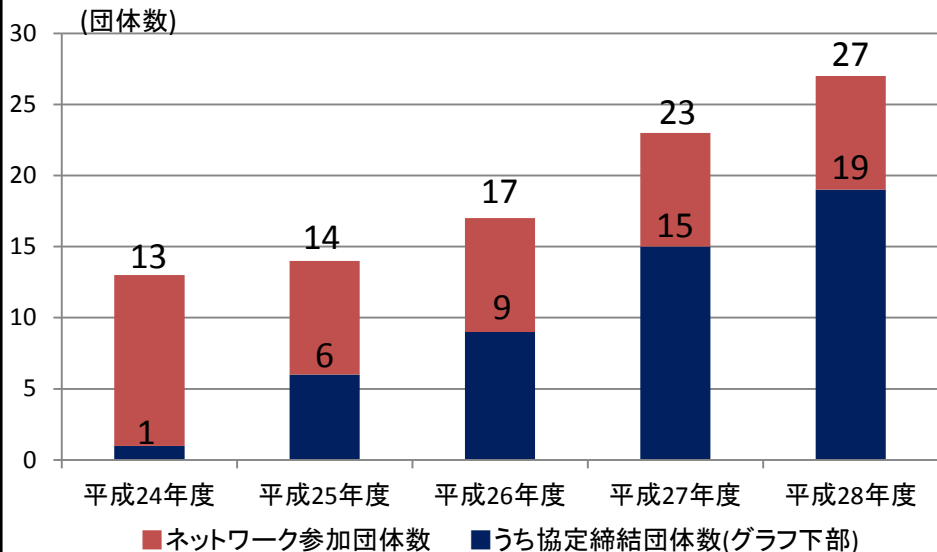
<背景・根拠>【孤立防止】

<p>・平成24年10月に在宅での孤独死防止を目的として「孤立防止ネットワーク」を立ち上げたが、実践の中で消費者被害防止や認知症早期発見等にもつながっていることから、地域での見守りとして拡大し、「見守り・孤立防止ネットワーク」に改称。(平成27年度より「生活困窮者自立支援事業」開始に伴う関係機関との情報共有や連携のための役割も担う。)</p>	<p>・【グラフ2-1】：ネットワーク連絡協議会参加団体数(うち協定締結団体数) 平成24年度「13(1)団体」、平成25年度「14(6)団体」、平成26年度「17(9)団体」、平成27年度「23(15)団体」、平成28年度「27(19)団体」</p>
<p>・「見守り・孤立防止ネットワーク」を通じて、市の生活福祉課、高齢者支援課(基幹型及び在宅介護・地域包括支援センター)、障害者福祉課等による安否確認の対応が行われている。</p>	<p>・【グラフ2-2】：見守り・孤立防止ネットワークを通じた安否確認対応及び報告件数(うち生存件数) 平成26年度「35件(14件)」、平成27年度「42件(20件)」</p>

・ **論点③地域で安心してひとり暮らしが続けられる仕組みづくりをいかに推進するか。**

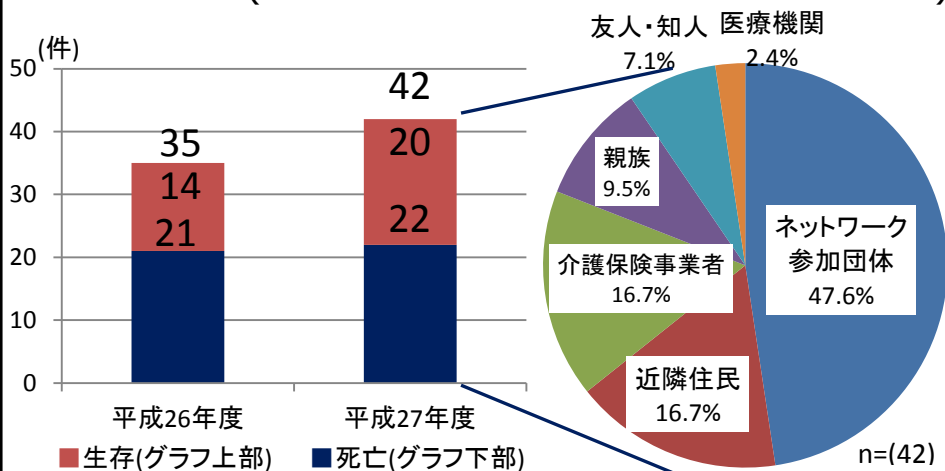
- 地域で孤立することなく安心して暮らし続けられるために、「見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による通常業務の中での「異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知」の取組みが行われているが、ひとり暮らし高齢者の増加や消費者被害・認知症・生活困窮等拡大する課題に対応するため、今後、参加団体拡大と連携強化が必要ではないか。
- ひとり暮らし高齢者向けの「安心コール事業」のさらなる周知と拡充が必要ではないか。

【グラフ2-1】武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会【表】平成28年度武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク参加団体数及び協定締結団体数
連絡協議会参加団体名簿 ※市各課を除く



	団体・機関等名称	協定締結
住 宅 供 給 事 業 者	1 東京都住宅供給公社	○
	2 独立行政法人 都市再生機構(北多摩住まいセンター、日本総合住生活)	○
	3 公益財団法人 東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部	○
サ ー ビ ス 提 供 事 業 者 等	4 多摩新聞販売同業組合 武蔵野支部	○
	5 東京ガス株式会社 西部支店	○
	6 東京電力株式会社 武蔵野支社	○
	7 武蔵野市シルバー人材センター	
	8 武蔵野郵便局 及び 市内郵便局代表(吉祥寺北町郵便局)	○
	9 水道部	○
	10 武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会	
	11 弁当宅配業者(宅配クックワン・ツウ・スリー、ワタミタクシヨク)	
	12 ヤマト運輸株式会社 埼京主管支店、武蔵野中央支店	○
	13 生活協同組合コープみらい 東久留米センター	○
	14 生活協同組合パルシステム東京	○
	15 セブン-イレブン・ジャパン	○
	16 イトーヨーカ堂	○
	17 武蔵野市商店会連合会	○
	18 第一生命株式会社	○
	19 明治安田生命保険相互会社	○
	20 東都生活協同組合	○
	21 東京ハイヤー・タクシー協会武三支部	○
関 係 機 関	22 武蔵野警察署	
	23 武蔵野消防署	
	24 武蔵野市医師会	○
	25 武蔵野市民生児童委員協議会	
	26 武蔵野市民社会福祉協議会	
	27 市内在宅介護・地域包括支援センター長代表	

【グラフ2-2】見守り・孤立防止ネットワークを通じた安否確認対応及び報告件数(生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課)



(平成27年度通報者及び通報機関内訳)

武蔵野市では4人に1人がひとり暮らし高齢者

■ひとり暮らし高齢者等の安心を守る施策

見守り 安否確認

- 高齢者安心コール
- 孤立防止ネットワーク
- 独居高齢者調査
- 友愛訪問

- 食事サービス
- ふれあい訪問収集

- 寝具乾燥
- 家族介護用品支給

- 高齢者なんでも電話相談
- 権利擁護事業
- テンミリオンハウス

- 生活支援ヘルパー
- レモンキャブ

緊急対応

- 緊急通報システム
- 火災安全システム
- 緊急医療情報キット
- ヘルプカード

- 緊急ショートステイ
- 緊急デイサービス
- はいかい高齢者等探索サービス

介護保険

- 定期巡回随時対応
訪問看護介護
- 夜間対応型訪問介護 等

暮らしを支えるサービス



高齢者安心コール事業



■武蔵野市内でひとり暮らしをしている高齢者の方に、毎週、専門職がお体や暮らしに困ったことや変わったことがないか、電話でお伺いするサービスです

家族と離れて暮らして
いて不安な方
定期の通院・服薬等が心
配な方など

利用料:500円/月

毎週 決まった曜日・時間帯 にお電話
します

以下の条件を満たす方が
お使いいただけます

- ・武蔵野市内在住
- ・ひとり暮らし
- ・65歳以上

(生活保護世帯の方は除く)



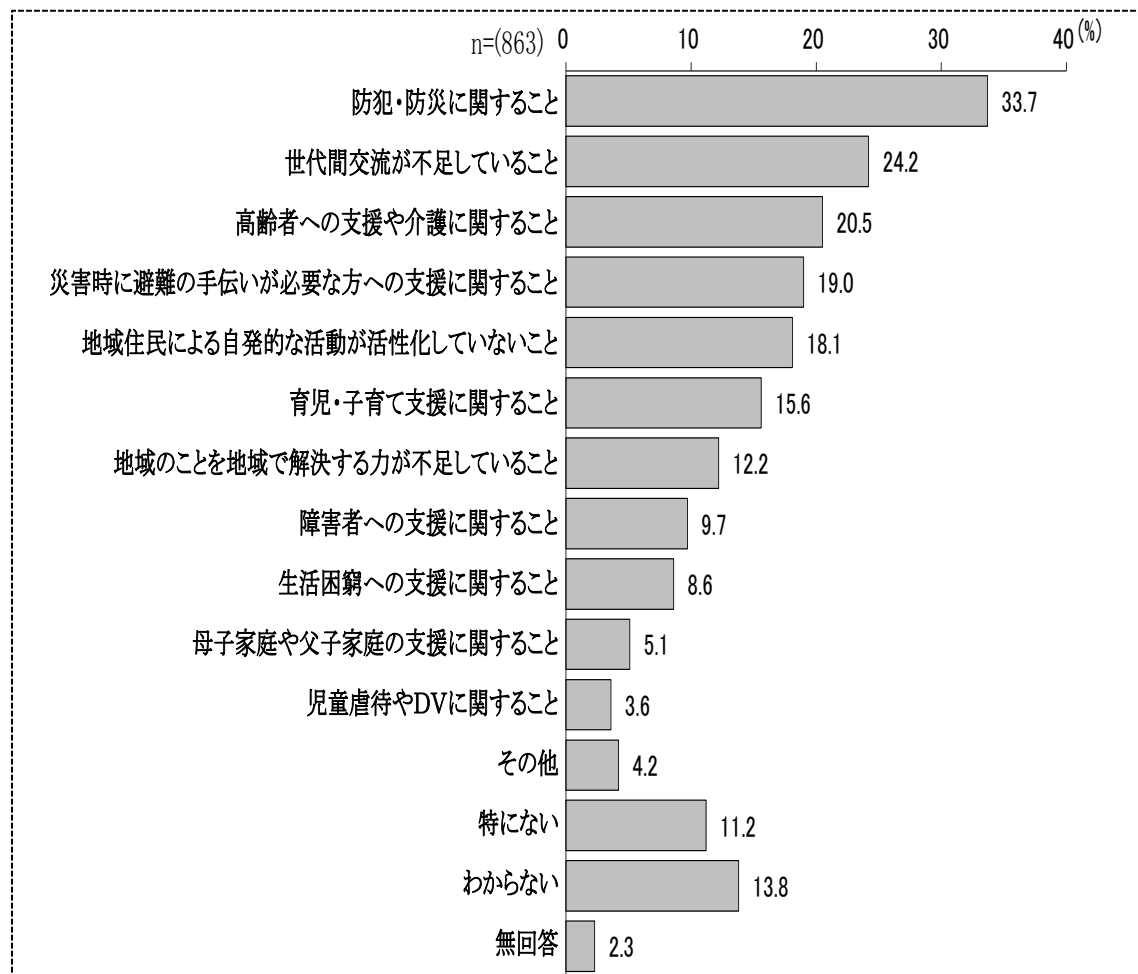
専門職がお電話します

- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・看護師 など

<背景・根拠>【市民の安心・安全な暮らしを支える仕組み】

- ・地域福祉調査p.29：地域の課題に関しては、「防犯・防災に関する」の33.7%を筆頭に「世代間交流」「高齢者支援」などが多様に挙げられており、「災害時に避難活動の手伝いが必要な方への支援」も19.0%と比較的高い。
- ・また、地域課題に対し、「地域住民による自発的な活動が活性化していない」（18.1%）、「地域で解決する力が不足している」（12.2%）を挙げる人も少なくない。

《図表：地域における課題》



【図表】 各避難所における名簿登載者数

(平成28年度作成分)

避難所		避難行動要支援者数内訳 (人)		
		未同意の避難行動要支援者数	災害時要援護者数	合計 (人)
1	一小	97	11	108
2	二小	59	18	77
3	三小	156	37	193
4	四小	91	38	129
5	五小	175	55	230
6	大野田小	184	68	252
7	境南小	212	67	279
8	本宿小	60	27	87
9	千川小	94	42	136
10	井之頭小	144	42	186
11	関前南小	113	27	140
12	桜野小	74	13	87
13	一中	160	51	211
14	二中	111	39	150
15	三中	129	49	178
16	四中	60	18	78
17	五中	66	19	85
18	六中	71	20	91
19	都立武蔵高校	48	10	58
20	都立武蔵野北高	64	43	107
合計		2,168	694	2,862

<背景・根拠>

【市民の安心・安全な暮らしを支える仕組み】

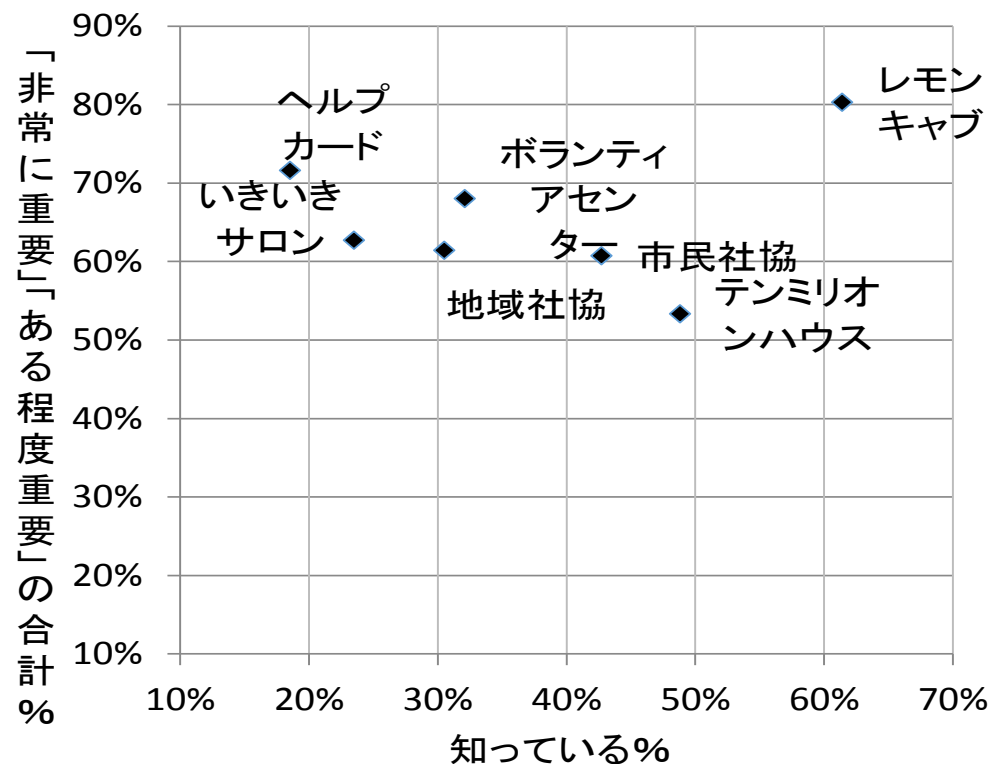
- 平成25年度の災害対策基本法改正により、各自治体に避難行動要支援者*名簿作成が義務付けられた。
- 市地域防災計画の修正(平成27年度)に伴い、避難行動要支援者名簿を作成。(以降、年1回の頻度で内容更新)
- 名簿登載者(=安否確認が必要な方)は各避難所において約60~280人程度で推移している。

* 災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に配慮が必要な方をいう。名簿に記載された個人情報に関係機関へ提供することに対する同意の有無で、「未同意の避難行動要支援者」及び「災害時要援護者」とに大別される。

<背景・根拠>【市民の安心・安全な暮らしを支える仕組み】

- ・地域福祉調査^[1] p.68～83 : 市内の施設・事業等の認知率では、「レモンキャブ」が61.4%で最も高く、以下、「テンミリオンハウス」(48.8%)、「市民社協」(42.7%)の順である。
- ・「レモンキャブ」については、『重要』と思う人が80.3%と多くなっている。
- ・「ヘルプカード」や「いきいきサロン」は認知率は低いものの、『重要』と思う人は60%以上と多くなっている。

《市内の施設や仕組みの認知状況と重要度》



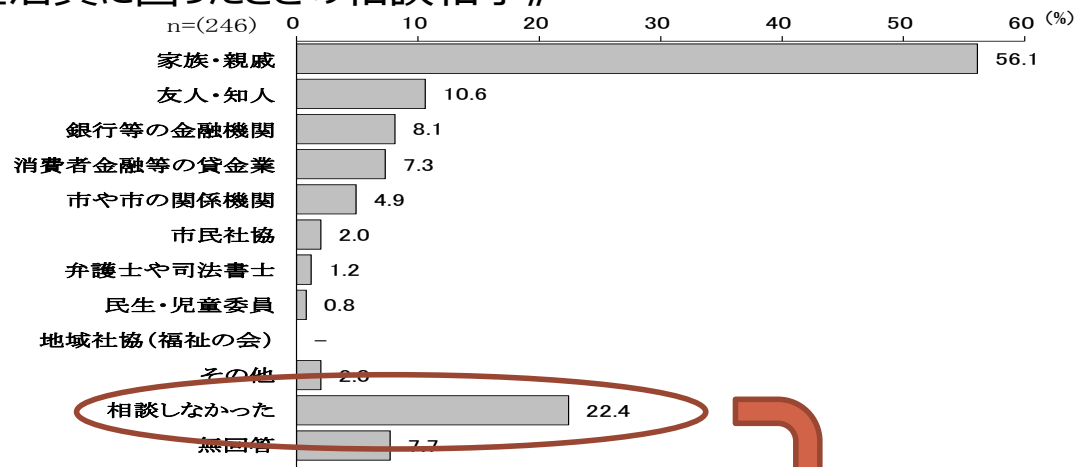
・ 論点④ 市民の安心・安全な暮らしを支えるための仕組みをいかに推進するか

○市民の安全・安心な暮らしを支えるため、地域の自助・共助・互助を高めるとともに、移送サービス、通いの場、安否確認、災害時の避難支援体制づくりを推進する必要があるのではないか。

<背景・根拠> 【生活困窮】

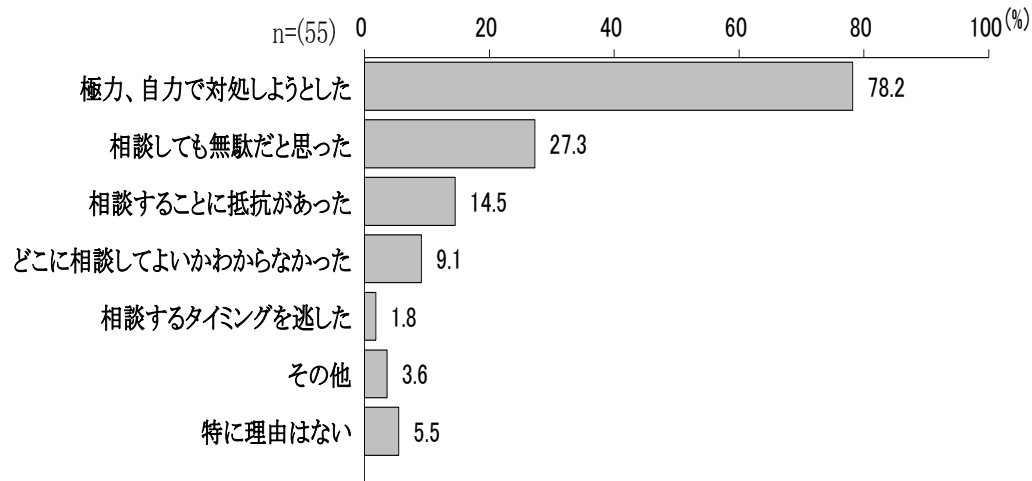
- ・地域福祉調査^[1] p.95：生活費に困った時の相談相手では、「家族・親戚」が56.1%で突出している。そのほか「友人・知人」（10.6%）、「銀行等の金融機関」（8.1%）となっている。
- ・「市や市の関係機関」（4.9%）、「市民社協」（2.0%）と低い。

《生活費に困ったときの相談相手》



- ・地域福祉調査^[1] p.97：生活費に困ったとき、誰にも相談しなかった理由は、「極力、自力で対処しようとした」が78.2%で突出している。そのほか「相談しても無駄だと思った」（27.3%）、「相談することに抵抗があった」（14.5%）、「どこに相談してよいかわからなかった」（9.1%）となっている。

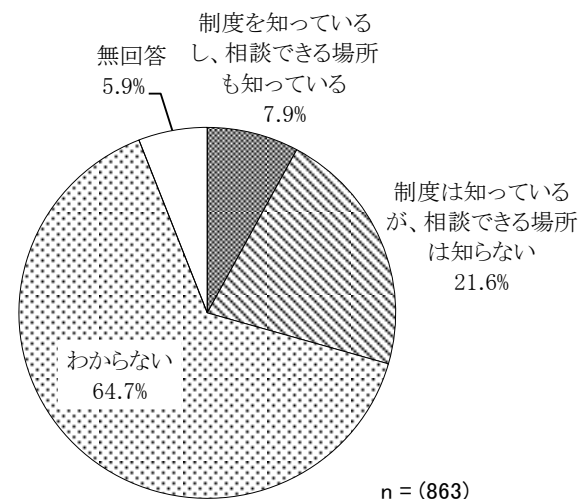
《相談しなかった理由》



<背景・根拠> 【生活困窮】

- ・地域福祉調査^[1]p.101：生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、「わからない」が64.7%、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が21.6%であった。
- ・「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」は7.9%にとどまった。

《生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況》



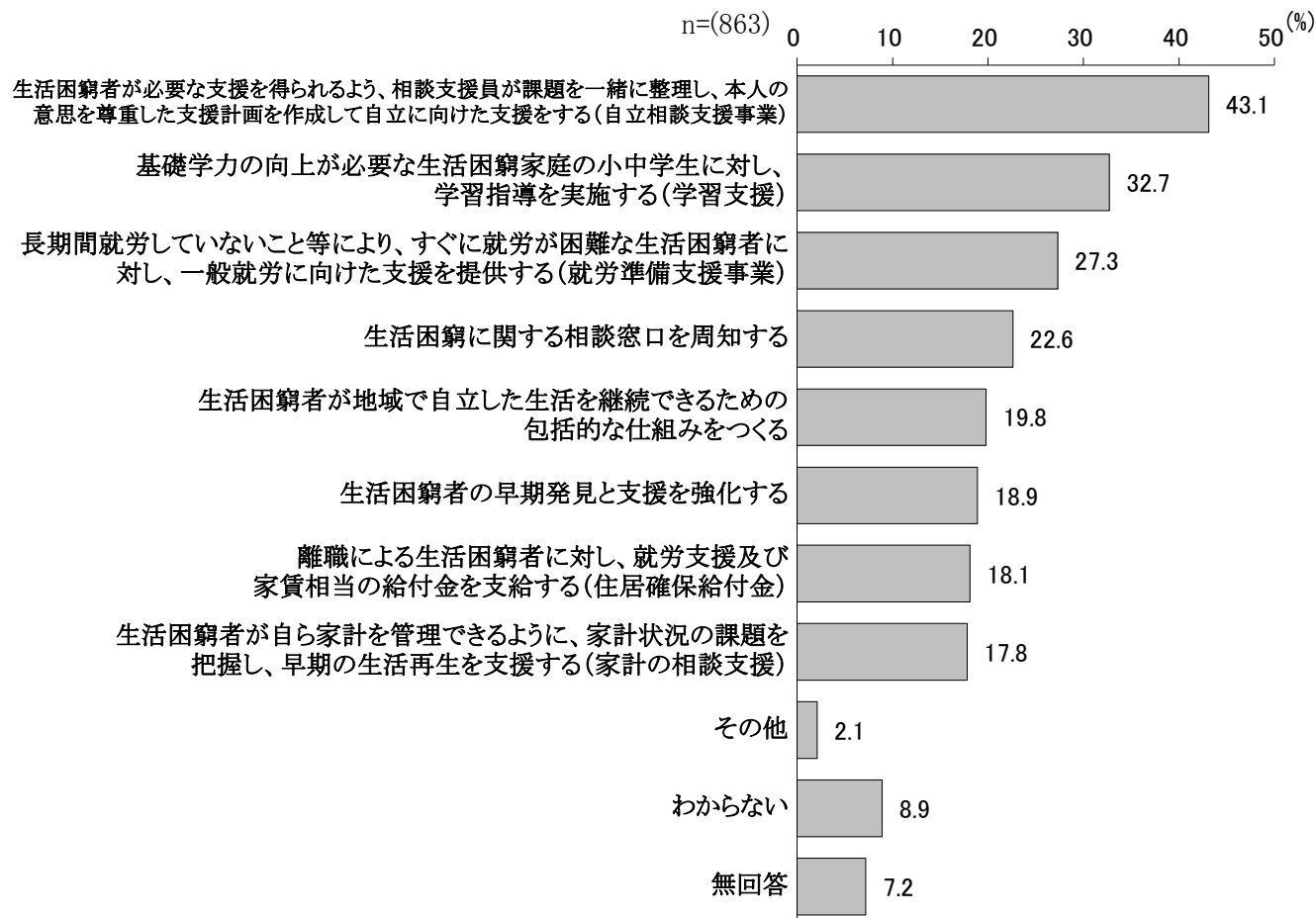
● 論点⑤ さらなる事業周知と「つながる」仕組みづくりの推進

- 悩みや相談事ができた時に、少しでも早く誰かに相談をしてもらう必要があり、本人への周知はもちろんのこと、相談を受けた家族、友人などのほか、地域で活動している人々が、必要な相談機関につながられるような周知が必要ではないか。
- 高齢者、障害者、子ども等に関わる様々な相談機関の窓口をきっかけに、生活困窮相談の窓口確実に「つながる」よう相談機関間の横断的連携をさらに強化する必要があるのではないか。

<背景・根拠> 【生活困窮】

- ・地域福祉調査^[1] p.104：重視すべき生活困窮者への取り組みでは、「自立相談支援事業」が43.1%、「学習支援」が32.7%、「就労準備支援事業」が27.3%となっている。
- ・その他の取り組みも2割前後で並んでいる。

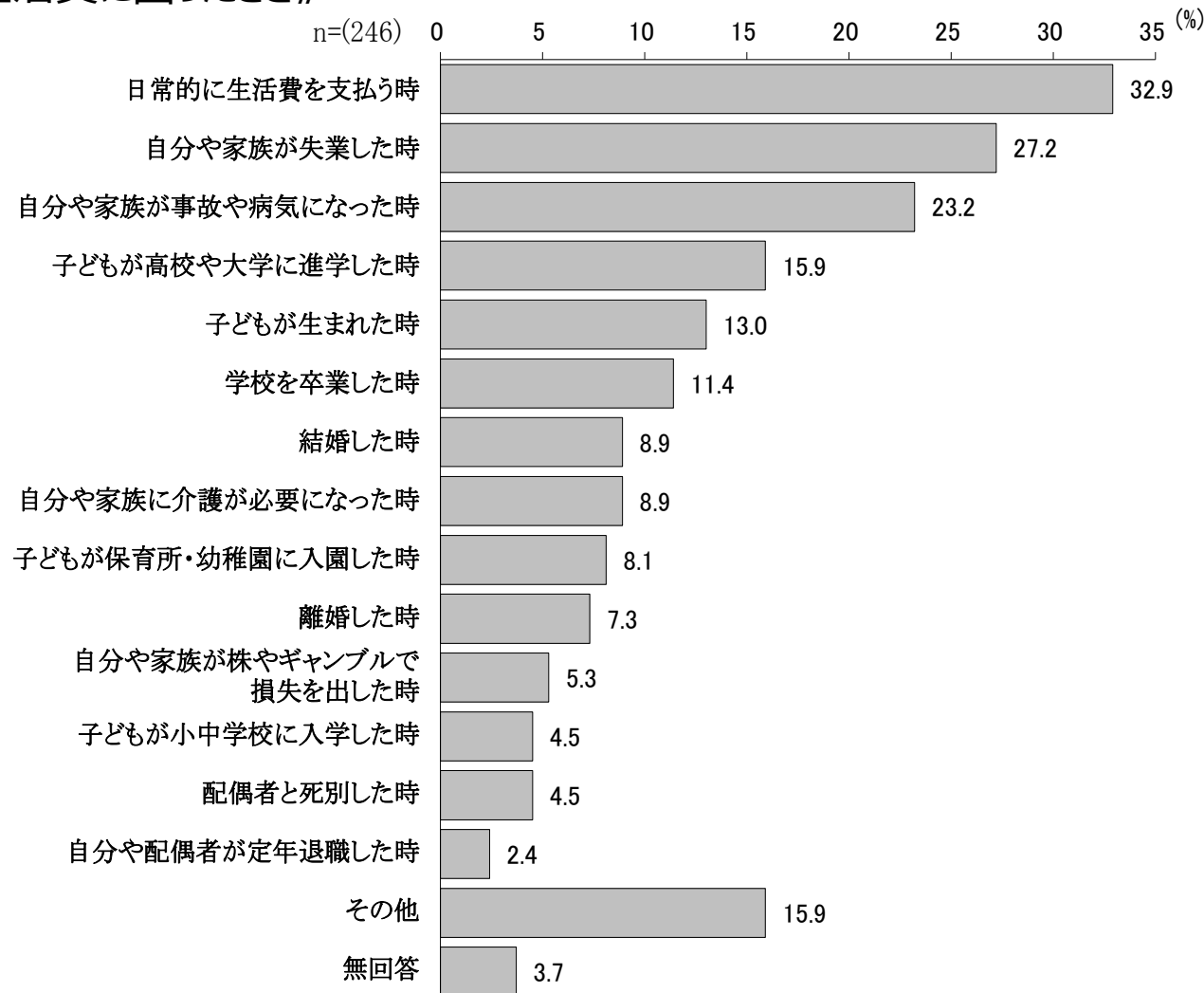
《重視すべき生活困窮者への取り組み》



<背景・根拠> 【生活困窮】

- ・地域福祉調査 [1] p.93：生活費に困った時は、「日常的に生活費を支払う時」（32.9％）が最も高く、次いで「自分や家族が失業した時」（27.2％）、「自分や家族が事故や病気になった時」（23.2％）となっている。
- ・様々な出来事をきっかけに、だれでも生活費に困るリスクがある。

《生活費に困ったとき》



<背景・根拠> 【生活困窮】

- ・平成28年度、生活困窮の相談受付は、前年度に比べ64件増加した。
- ・生活困窮相談のうち、自立相談支援事業による支援につながった件数は114件である。
- ・生活保護相談は、平成27年度総合相談窓口開設に伴い増加したが、平成28年度は横ばいである。

《生活困窮に関する総合相談の実績》

項目 \ 年度	24	25	26	27	28
生活困窮相談				258	322
自立相談支援				66	114
生活保護相談	689	550	542	628	632
合計	689	550	542	886	954
相談実件数	689	550	542	793	825

※ 「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合は、それぞれに計上している。

・ 論点⑥ さまざまな課題に対応する生活困窮者自立支援事業のあり方

- 生活困窮にいたるリスクは多様で、誰にでも起こりうる問題であり、それらの課題への支援をするためには、様々な対象者、課題に対する多様な取組みが求められているのではないか。
- 平成30年度には、国において生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な見直しが検討されており、国の動向も踏まえながら、家計相談支援事業などの任意事業の拡充も検討する必要があるのではないか。

<背景・根拠>【権利擁護】

<p>・認知症高齢者の増加</p>	<p>◇認知症高齢者数（基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数）</p> <table border="1" data-bbox="942 285 1825 392"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>H26.7.1</th> <th>H27.7.1</th> <th>H28.7.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅱ以上の高齢者数</td> <td>3,402</td> <td>3,505</td> <td>3,717</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	H26.7.1	H27.7.1	H28.7.1	Ⅱ以上の高齢者数	3,402	3,505	3,717				
基準日	H26.7.1	H27.7.1	H28.7.1										
Ⅱ以上の高齢者数	3,402	3,505	3,717										
<p>・知的障害者の増加 ・精神障害者の増加</p>	<p>◇愛の手帳の推移</p> <table border="1" data-bbox="540 464 1110 571"> <thead> <tr> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,025</td> <td>1,060</td> <td>1,092</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇精神障害者保健福祉手帳取得者の推移</p> <table border="1" data-bbox="1226 464 1796 571"> <thead> <tr> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>947</td> <td>1,033</td> <td>1,150</td> </tr> </tbody> </table>	H26年度	H27年度	H28年度	1,025	1,060	1,092	H26年度	H27年度	H28年度	947	1,033	1,150
H26年度	H27年度	H28年度											
1,025	1,060	1,092											
H26年度	H27年度	H28年度											
947	1,033	1,150											
<p>・(公財)武蔵野市福祉公社の成年後見事業利用者数の増加</p>	<p>◇成年後見事業利用者数の推移（年度末受任数）</p> <table border="1" data-bbox="540 628 1458 735"> <thead> <tr> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td> <td>66</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	51	66	68	74	113		
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度									
51	66	68	74	113									
<p>・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年制定）</p>	<p>第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2.市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p>												
<p>・第三者が成年後見人等（保佐人・補助人）になるケースが激増</p>	<table border="1" data-bbox="511 942 1439 1106"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H23年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親族後見人</td> <td>90.9%</td> <td>55.6%</td> <td>29.9%</td> </tr> <tr> <td>第三者後見人</td> <td>9.1%</td> <td>44.4%</td> <td>70.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成28年度東京都福祉協議会成年後見制度推進機関コアスタッフ研修資料より</p>		H12年度	H23年度	H27年度	親族後見人	90.9%	55.6%	29.9%	第三者後見人	9.1%	44.4%	70.1%
	H12年度	H23年度	H27年度										
親族後見人	90.9%	55.6%	29.9%										
第三者後見人	9.1%	44.4%	70.1%										

・地域福祉のアンケート調査報告書 P 66「市の福祉・保健に関して必要な情報」では、成年後見制度や権利擁護に関する情報は、第6位の10.5%。

・ 論点⑦ 権利擁護・成年後見制度の利用促進

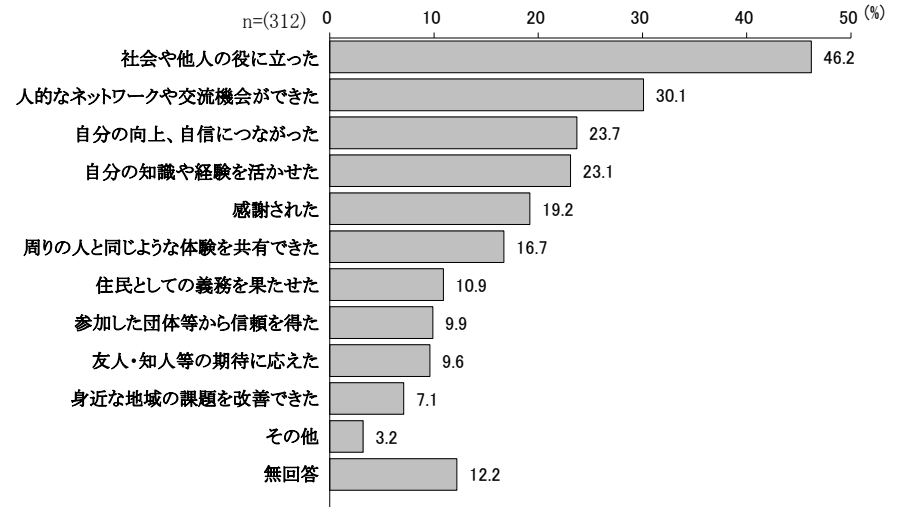
- 平成29年5月23日現在、東京家裁が管理している成年後見制度の利用者数
武蔵野市 315件 （※推移の数字は、家裁が公表していない）
 - 成年後見の要件である、認知症・知的障害・精神障害・高次脳機能障害において、
認知症高齢者数、知的障害者数及び精神障害者数は増加傾向である。
 - 成年後見制度利用促進基本計画については、法的に努力規定であるため、推進機関
である武蔵野市福祉公社と一緒に、作成の必要性を検討する必要がある。
- ※ただし、東京家裁が上記以外の数字等を公表していないため、数値目標が不在となるこ
とや、正確なニーズを把握することも難しい現状がある。
- 親族後見人の減少、第三者後見人の増加に伴い、市民後見人の推進を含めた、地域
支援体制の充実についてを検討する必要があるか。

3. 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

<背景・根拠>【活動の潜在層の掘り起こし】

- ・地域福祉調査^[1] p.44：活動に参加してよかったと思うことは、「社会や他人の役に立った」（46.2%）が最も高く、次いで「人的なネットワークや交流機会ができた」（30.1%）、「自分の向上、自信につながった」（23.7%）となっている。

《活動に参加してよかったと思うこと》

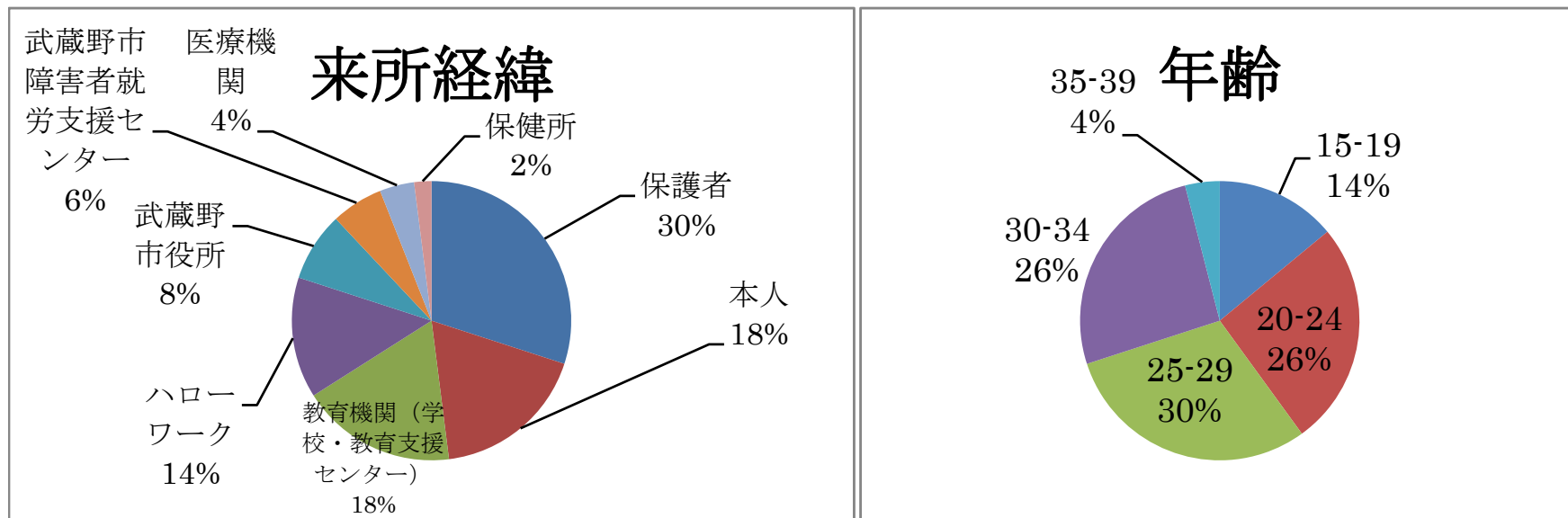


● 論点⑧ 高齢者を含めて、市民の多様な活動意向をいかに実現していけるか

○活動に参加してよかったと思うことは、「社会や他人の役に立った」（46.2%）が最も高く、次いで「人的なネットワークや交流機会ができた」（30.1%）、「自分の向上、自信につながった」（23.7%）となっている。活動は社会のためにも自分のためにもなっており、担い手として地域でいきいきと輝けるステージである。

このような活動に参加したい人の割合は、現在活動している人の割合よりも高くなっており、活動の潜在層は多い。高齢者を含め、市民の多様な活動意向をいかに実現していけるか。

【グラフ】引きこもりサポート事業における相談事業内訳 (平成28年度)



【引きこもりサポート事業とは？】

- 社会参加に向けた相談支援として、悩みを持つ若者とその家族に対し、電話相談、来所相談、訪問相談を実施。（引きこもりで悩んでいる15歳以上40歳未満とその家族が対象。）
- コミュニケーションを目的とした各種ワークショップ、家族セミナー、講演会などがある。

● **論点⑨ 年齢や障害の有無にかかわらず、社会の中で自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した暮らしをおくるために、どのような取り組みが必要か。**

○平成28年度新規事業として「いきいきサロン事業」を開始した。地域住民団体等が運営主体となり、1年経たずに17か所が開設した。近所・支え合い・健康づくりの場に対するニーズが高いこと、サービスの受け手だけでなく、サービスの担い手となる高齢者も多いことが明らかになった。このような取り組みをさらに発展させるために何が必要か。

【表1】 武蔵野市いきいきサロン事業 平成28年度実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	0	0	0	24	23	27	29	40	42	41	46	51	323
市内人数	0	0	0	475	415	522	571	581	624	597	683	781	5,249
市外人数	0	0	0	6	13	1	15	18	16	16	19	21	125
スタッフ	0	0	0	119	111	107	116	134	166	164	159	165	1,241
その他	0	0	0	29	41	50	78	54	93	58	84	89	576
多世代交流(回数)	0	0	0	3	4	1	3	2	3	2	1	2	21
多世代交流(人数)	0	0	0	6	10	3	32	11	57	16	76	11	222

【表2】 武蔵野市テンミリオンハウス事業 利用者数の推移

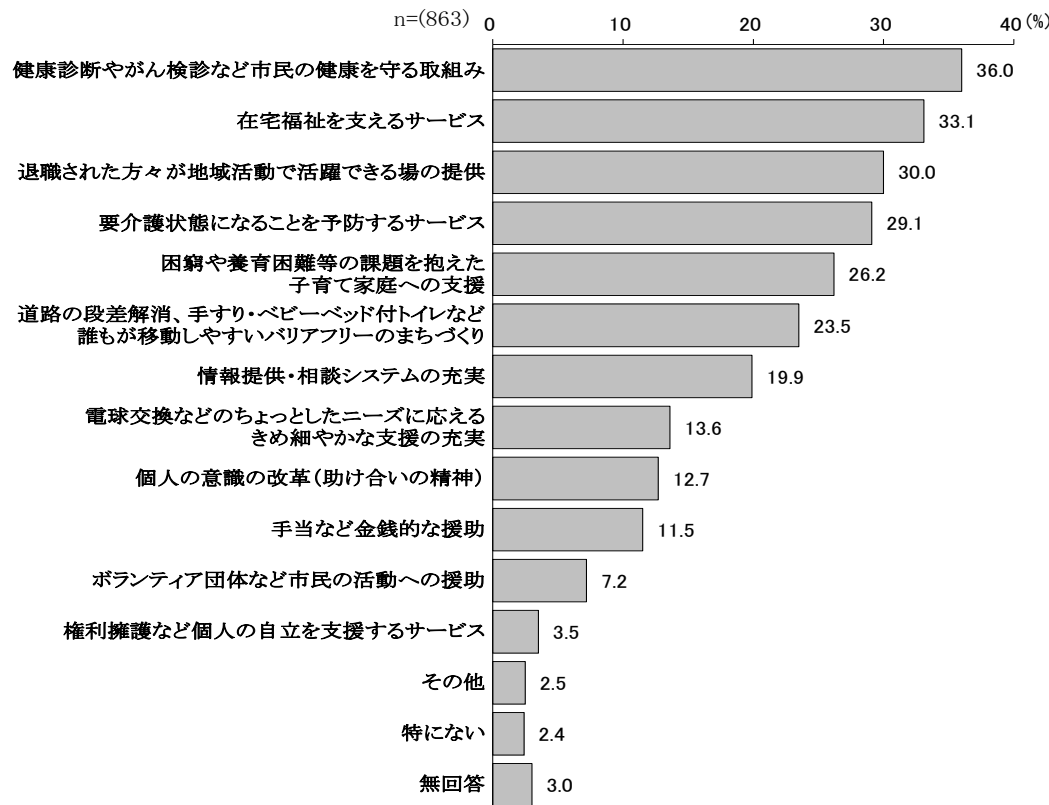
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
テンミリオンハウス 年間延べ利用者数	35,062人	36,270人	38,553人

4. 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

<背景・根拠>【人材確保・育成】

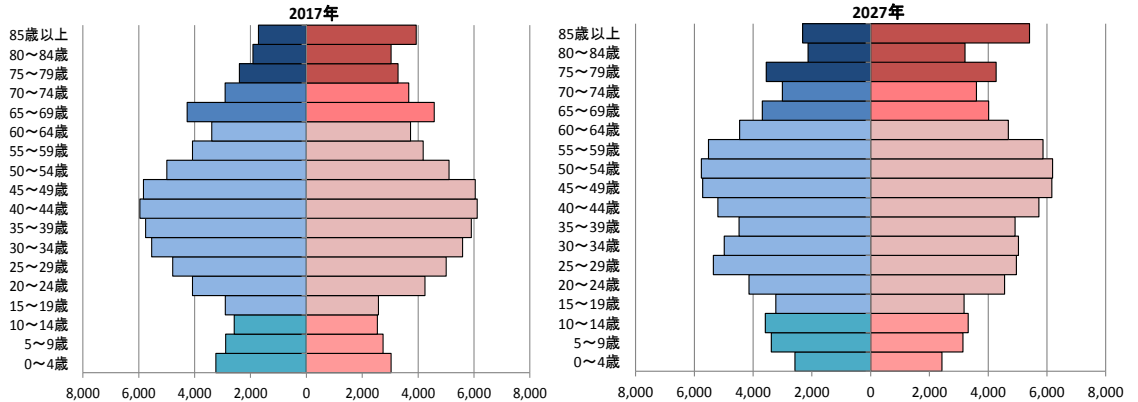
・地域福祉調査^[1] p.107：重点を置くべき福祉・保健施策では「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取り組み」が36.0%、「在宅福祉を支えるサービス」が33.1%、「退職された方々が地域活動で活躍できる場の提供」が30.0%、「要介護状態になることを予防するサービス」が29.1%となっており、2位、4位にサービス供給の確保に関する項目が並んでいる。

《重点をおくべき福祉・保健施策》



<背景・根拠>【人材確保・育成】

- ・今後の市の人口は微増が続くが、《人口推計》高齡化も緩やかに進み、高齡化率は10年間で1%程度増加すると見込まれる。ただし、65歳以上では、75歳以上の割合の増加幅が大きいと見込まれる。

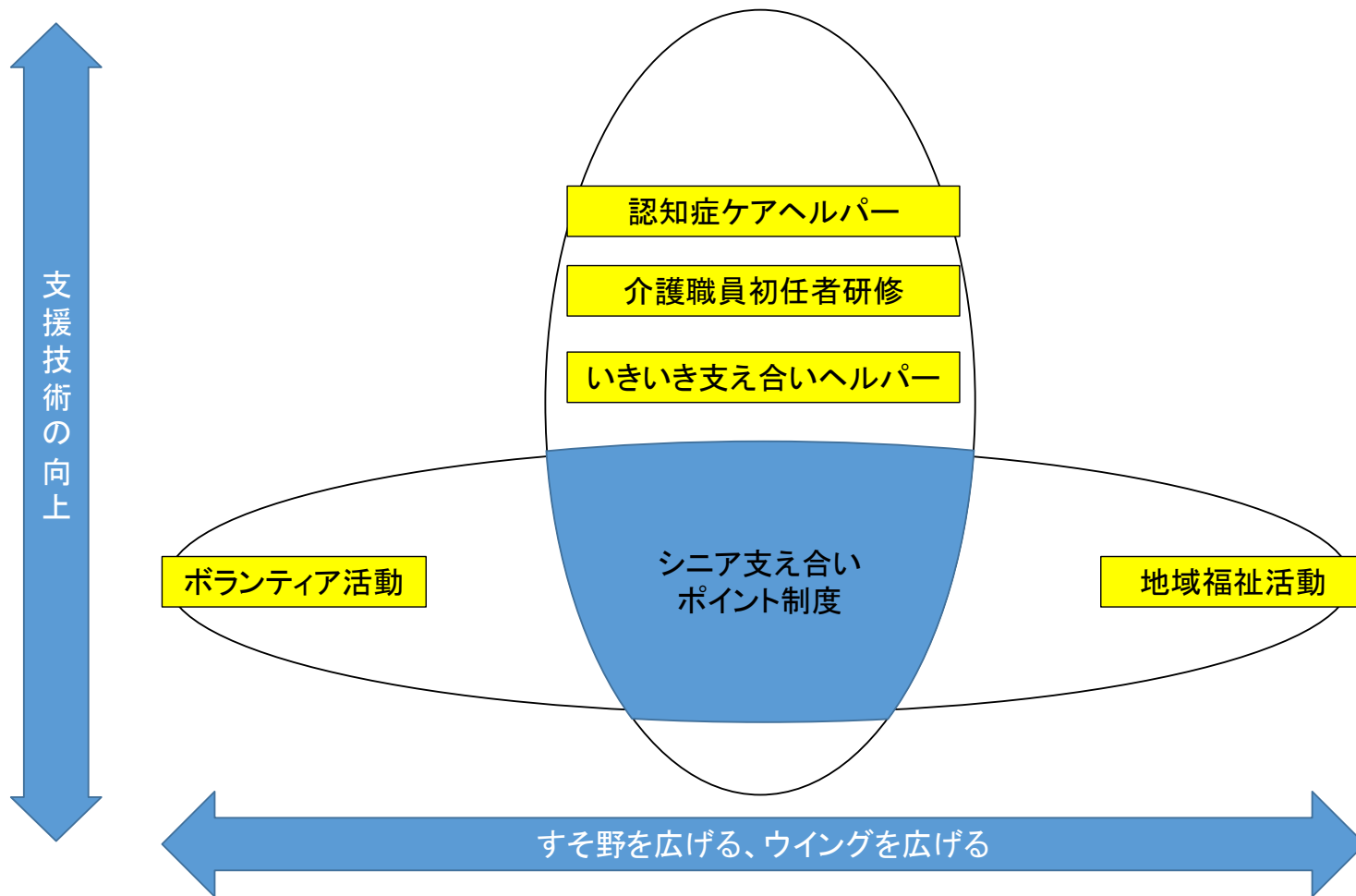


	H29(2017)	H34(2022)	H39(2027)
人口	144,562	149,970	153,753
年少人口(構成比)	11.8%	12.5%	12.0%
生産年齢人口(構成比)	66.3%	65.4%	65.1%
老年人口(構成比)	21.9%	22.1%	22.9%

・ 論点⑩サービス供給の基盤となる人材をいかに確保していくか

- 重点を置くべき福祉・保健施策では「在宅福祉を支えるサービス」が33.1%、「要介護状態になることを予防するサービス」が29.1%となっており、上位にサービス供給の確保に関する項目が並んでいる。
- 高齡化が進む中で、サービスニーズの増加が見込まれることから、これからのサービス供給に向けた人材確保は、専門職だけでなく、地域から人材を掘り起こして育成することで裾野やウイングを広げることが必要ではないか。

【図】 地域における支え合いのイメージ

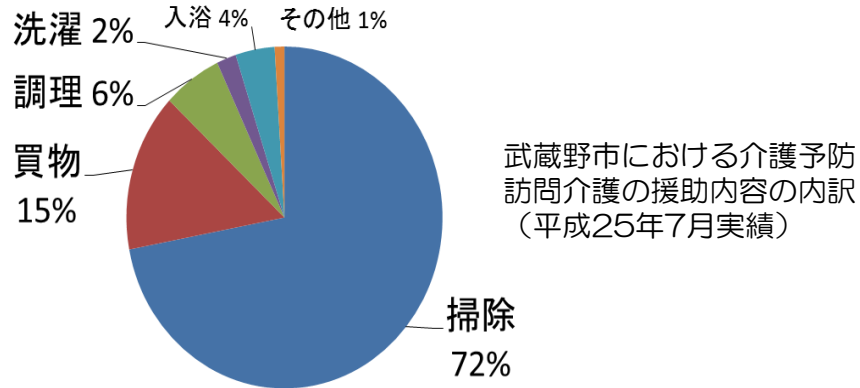


(出典: 武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)検討委員会報告書より)

「武蔵野市認定ヘルパー」制度

【総合事業実施前の状況】

介護予防訪問介護の援助内容の**9割以上が「家事援助」** → 高度な専門性がなくても（有資格者でなくても）提供可能



【総合事業を実施する上での課題】

- 今後の急速な高齢化に対応するためには、社会参加による介護予防を進めながら、高齢者も支援の担い手になりうる仕組みを構築し、「**まちぐるみの支え合い**」をさらに進めることが重要。
- 介護人材の不足によりスキルを持った（有資格の）ヘルパーは中重度の高齢者の介護へシフトすることが求められる中、「**軽度者に対するサービスの人材確保**」も必要。
- 多様な主体によるサービスの充実を図る一方で、「**支援の質の担保**」も不可欠。

人材確保とまちぐるみの支え合いの推進のため「武蔵野市認定ヘルパー」制度を創設

- 市の独自の研修を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」に認定。研修内容は3日間計18時間程度の講義（「介護保険制度の概要」「高齢者の心身」「接遇」「家事援助の知識と技術」等）と実習（同行訪問）
- 2025年までに現在の1.31倍の介護職が必要**。介護福祉士等の資格を持たない市民（高齢者、主婦等）でも「武蔵野市認定ヘルパー」として総合事業の「緩和した基準による訪問型サービス」において家事援助の提供が可能。（福祉公社、シルバー人材センター等に所属した上で、サービスに従事。）
- これにより「**軽度者に対するサービスの人材確保**」「**まちぐるみの支え合い**」「**支援の質の担保**」を同時に実現。

<背景・根拠>【社会福祉法人への支援】

<p>・社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人の所轄庁の変更について（第30条、25年度～）</p>	<p>（所轄庁） ※一部省略 第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。 1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長）</p>
<p>・改正社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉充実計画の作成について（第55条の2、29年度～）</p>	<p>（社会福祉充実計画の承認） ※一部省略 第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。</p>
<p>・指導要綱の見直し及び指導内容の標準化</p>	<p>・運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長。 2年に1回 → 3～5年に1回</p>

・ 論点⑪ 社会福祉法人への支援の充実

- 社福武蔵野及び市民社協が立ち上げる「武蔵野市社会福祉法人連絡会（仮称）」に、市から各種情報提供及び研修会の支援等を行うことで、社会福祉事業における市民へのサービスの質の向上を図ることができるのではないか。
- 指導監査の周期が延長されるため、会計に関する支援策が必要ではないか。
- 市内の社会福祉法人が、市内での地域活動や公益事業等が行えるよう、助言や支援を行い、地域貢献活動を促していくことが必要ではないか。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等